

## 知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条に基づき補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

(添付書類)

第3条 要綱第6条の規定による知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。ただし、第6号の書類は、建築士法（昭和25年法律第202号）第24条の8の規定に基づき書面の交付を必要とする契約をした場合にのみ添付するものとする。

- (1) 補助事業者の住民票（家屋の所有者と違う場合は、所有者の住民票を含む。）
- (2) 家屋の固定資産課税台帳登録証明書（要綱第2条第2号アに規定する市町村が実施する無料耐震診断結果報告書を添付した場合を除く。）
- (3) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（要綱第2条によるものに限る。）
- (4) 耐震補強工事計画書
  - ア 案内図
  - イ 平面図（補強前後）
  - ウ 立面図（補強前後。但し、外壁工事を実施する場合に限る。）
  - エ 補強計画図その他補強方法を示す図書
  - オ 耐震改修工事後の建物についての耐震診断の総合評価（建築士の記名及び捺印のあるものに限る。）
  - カ 補助金算定書（別紙1又は2）
- (5) 耐震改修工事費見積書（耐震改修工事とその区分ごと及びその他の部分に分けたもので、施工業者又は建築士の記名及び捺印のあるものに限る。）
- (6) 設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約書、建築士法第24条の8の規定により交付された書面及び建築士免許証の写し（契約書には内訳書を添付し、内訳書は耐震改修工事に係る部分とその他の部分に分けた

ものであること。)

(7) 市税の納税証明書(完納を証するもの)

(8) その他市長が必要と認める書類

2 要綱第7条の規定による知立市民間木造住宅耐震改修変更承認申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。ただし、第4号の書類は、建築士法第24条の8の規定に基づき書面の交付を必要とする契約をした場合にのみ添付するものとする。

(1) 耐震改修工事の変更内容を表した図面

(2) 耐震改修工事後の判定値の確認ができるもの(建築士の記名及び捺印のあるものに限る。)

(3) 補助金算定書(別紙1又は2とし、変更前の金額を上段にカッコ書き、変更後の金額を下段に記入したもの。)

(4) 変更後の耐震改修工事費の見積書(耐震改修工事とその区分ごと及びその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名及び捺印のあるものに限る。)

(5) 変更後の設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約書、建築士法第24条の8の規定により交付された書面及び建築士免許証の写し(契約書には内訳書を添付し、内訳書は耐震改修工事に係る部分とその区分ごと及びその他の部分を分けたものであること。)

3 要綱第9条の規定による知立市民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。ただし、第3号の書類は、建築士法第24条の8の規定に基づき書面の交付を必要とする契約をした場合にのみ添付するものとする。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 補助金精算書(別紙1又は2)

(3) 工事費請求書又は領収書の写し(施工業者の発行したものに限る)

(4) 建築士法第24条の8の規定による契約に係る請求書又は領収書の写し(建築士事務所の発行したものに限る。)

(5) 工事写真(耐震改修工事の内容が確認できるもの)

(6) 改修工事が耐震改修工事計画書に基づき施行されたことを証する書面(建築士の記名捺印があるものに限る。)

(7) 工事請負契約書、請求書又は領収書について、申請時の見積書と差異があ

る場合は内訳書

(8) 内訳書（設計監理に関する契約書、請求書又は領収書について、申請時の契約書と差異がある場合に限る。）

（完了検査）

第4条 要綱第9条第1項の規定による知立市民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書の提出があったときは、これを検査することができる。

2 前項の検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書（様式第1）により通知する。

（補助金の取消し）

第5条 前条第2項の規定による不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要領に違反したとき。

（補助金の返還）

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるものの他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。